

令和4年度第2次補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

別添3

【その他施設費】

【小笠原諸島振興開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
漁港整備（二見漁港沖 突堤整備） 東京都	2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「小笠原諸島振興開発に関する総合的な調査委員会」により評価手法を検討の上、策定した「小笠原諸島振興開発事業 事業評価マニュアル」（平成14年3月）に基づき評価を実施したところ、本事業は、基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致し、事業採択の妥当性にかかる検討項目・定量目標の設定の検討も行われていると判断できる。 ・漁港整備事業は、漁港漁場整備法第4条により、国、地方公共団体または水産業協同組合が実施することが規定されているところ、小笠原島漁業協同組合は財政基盤が脆弱であるため、民間等の事業者による十分な整備が見込めない。また二見漁港は、父島唯一の漁港であり、本漁港を継続して維持・整備していくことは、村民のみならず国民全体への水産物の供給に寄与することであり、本漁港を継続して維持・整備していくことは、国民・住民ニーズに十分適合している。事業の実施においては自然環境に悪影響を与えないよう配慮され、小笠原諸島の厳しい自然環境下でも適正に機能するよう配慮されていることから、基本的要件の全てを満たすものである。 ・外郭施設は、漁港施設並びに船舶を来襲する波浪から守るためのもので、漁業活動の安全の確保や漁業従事者の財産を護るために必要であることから、シビルミニマムとして必要である。 	国土政策局 特別地域振興官 (特別地域振興官 宮本貴章)
自然公園（保護増殖施設整備） 東京都	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・「小笠原諸島振興開発に関する総合的な調査委員会」により評価手法を検討の上、策定した「小笠原諸島振興開発事業 事業評価マニュアル」（平成14年3月）に基づき評価を実施したところ、本事業は、基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致し、事業採択の妥当性にかかる検討項目・定量目標の設定の検討も行われていると判断できる。 ・本事業は、種の保存法第2条第1項及び第2項に基づき、行政が主体となって行う事業であり、希少種の保護増殖という収益が見込めない事業であるため、民間等の事業者による整備は見込めない。また、貴重な自然環境は、日本国民にとって重要な財産であることから国民・住民ニーズに十分に適合しており、事業の実施においては自然環境に悪影響を与えないよう配慮され、小笠原諸島の厳しい自然環境下でも適正に機能するよう配慮されていることから、基本的要件の全てを満たすものである。 ・本事業は種の保存法に基づく事業であり、小笠原固有の生態系維持の観点からシビルミニマムとして必要な事業である。 ・オガサワラカワラヒワは母島列島のみで生息し、同じ環境での保護増殖が求められていることから周辺自治体との連携による広域的な整備は望めないため、村内だけで必要な機能を確保するものであり、村内自己完結性を確保するものである。 	国土政策局 特別地域振興官 (特別地域振興官 宮本貴章)